

29 年度

債務負担行為見積書

(主任調整結果)

局名 政策局

所属名 情報システム課 (直通045-210-3306)

(単位 千円)

事項	コンピュータセンター外部移転運営費	

	限度額	前年度末までの支出(見込)額		当該年度以降の支出予定額		左の財源内訳			
		期間	金額	期間	金額	特定財源			一般財源
						国庫支出金	県債	その他	
見積額	5,209,281	平成26年度 ～ 平成28年度	1,373,386	平成29年度 ～ 平成32年度	3,835,895	-	-	154,154	3,681,741

査定額	5,209,281	平成26年度 ～ 平成28年度	1,373,386	平成29年度 ～ 平成32年度	3,835,895	-	-	154,154	3,681,741
-----	-----------	-----------------------	-----------	-----------------------	-----------	---	---	---------	-----------

事業概要等

1 事業の概要

- (1) 事業の名称 コンピュータセンター外部移転事業費
(2) 事業内容 民間のデータセンターの利用に伴う機器使用料、運用サービス料、ネットワーク利用料等について、平成26年度から平成32年度まで債務負担行為を設定し、同一事業者と契約する。
(3) 限度額 5,209,281千円 (うちグループウェアシステム分 236,939千円、管理事務トータルシステム分 614,623千円)
(4) 設定期間 7年間 (平成26年度～平成32年度)

2 債務負担行為設定理由

民間データセンターの利用にあたっては、受入れ準備をしたうえで一定期間利用することが前提となっているため、準備からデータセンターの利用までが一体の契約となる必要がある。また、一定期間利用することにより、施設・設備利用費、機器賃借料、サービス提供費の低減化が図られることに加え、データセンターに設置するシステムの増減にも柔軟に対応することが出来る。

契約年数は、機器の耐用年数及び保守期間を考慮すると、システムの移設完了後から5年間(平成27年10月～平成32年9月)利用することが経済的で機器の安定稼働の面からも最適な期間である。

以上のことから、データセンターへの受入準備を開始する平成26年度からシステムの移設完了から5年を経過する平成32年度まで債務負担行為を設定することとしたい。

【調整の内容】

要求どおり計上。